



特定非営利活動法人 **AMネット**



2019年度 会員総会資料

会員総会プログラム

冒頭挨拶		P2
第1号議案	2018年度 活動報告と成果	
	経済連携と規制緩和	P3
	水、地域・流域循環、環境	P4
	食料・農業分野	P4
	組織体制	P5
第2号議案	2018年度 会計報告	P6
監事報告		
第3号議案	2019年度 活動方針案/事業計画書	
	経済連携と規制緩和	P7
	水、地域・流域循環、環境	P7
	食料・農業分野	P8
	組織体制	P8
第4号議案	2019年度 予算案	P9
第5号議案	役員改選	P10
AM ネット定款		P11

日 時： 2018年3月3日（日） 11:00～12:00

場 所： 自敬寺 本堂

※総会後学習会：12:30～15:00 ジケイジ寺カフェ

冒頭挨拶

2018年は立て続け、なし崩し的に物事がきまってきた一年となりました。大型の貿易協定だけでもこの12月に、TPP11は発効、日欧EPAは国会承認され、2019年2月発効まで進んでしまいました。国会ではPFI法改正、水道法改正だけでなく、漁業法改正、卸売市場法改正…と、これまで小規模事業者を守ってきた法律が次々と改悪されています。

「水道法改正」のマスコミ報道をきっかけに、ようやく「再公営化」「水道民営化は世界中で失敗だらけ」といった、長年私たちの主張してきた内容が常識となりつつあり、日々広がっていることを実感しています。水道だけではなく、公共サービスの民営化自体、古い手法であること、またより良い公共サービスをどう作っていくのか、再考すべき時期に来ています。

AMネット地元の大阪では、2019年6月G20サミット開催が決定、続いて2025年に大阪万博への誘致が決まりました。私たち市民団体の対応すべきテーマは増える一方ですが、大阪での「カジノ」反対の声は大きく、カジノを軸に大阪の他団体との協働が始まりつつあります。

小さなNGOであるAMネットが、これほどの多様なテーマで活動することができ、成果を挙げてこられたのも、関係各位皆様のご支援、ご協力があったからこそです。改めて感謝の意を表するとともに、今後も継続したご支援・ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

AMネット代表理事 松平 尚也
AMネット事務局長 武田かおり

第1号議案 2018年度の活動報告と成果

【経済連携と規制緩和】

【2018年の活動方針】【具体的な取り組みと活動内容】

1. 経済連携協定の情報収集・発信とネットワークの維持
2. 規制改革に関する情報収集と共有
3. 新たな経済・社会のシステムへの取り組み

【2018年度の活動報告と成果】

2018年12月30日にTPP11が発効、2019年2月1日をもって日欧EPAが発効するなど、2018年は、大型の経済連携協定の締結と発効の年となりました。今後国内産業への影響がどの程度高まっていくかが注目されます。

また国内では、2018年4月に主要農作物種子法が廃止され、コメ、麦、大豆などのタネの管理と販売に民間流入の道を開きました。7月には、国家戦略特区最大規模の案件となるカジノを含むIR整備法が国会を通過、国内でのカジノ開場が現実味を帯びてきました。

経済のグローバル化に伴って変えられていく国内法制と、その影響を受ける私たちの暮らしについて考える学習会や情報共有を積極的に行いました。特に目的や意図を同じくする各団体との連携や広報協力などつながりを重視することが多くなってきました。

1、「ほんまにええの？TPP大阪ネットワーク」として定例会議での情報交換、学習会開催、街宣を行いました。

- 2月 「稼ぐ力」をつければ 日本経済は発展する？～どうなる！地域の生産と暮らし～岡田知弘先生
- 6月 TPP・EPAのホントのこと～ウチラの生活どうなる、おしえて鈴木さん！～鈴木宜弘先生(東京大学大学院教授)&天王寺駅前にて街宣
- 12月 農林水産技術会議より講師を招聘し「ほんまにええの？ゲノム編集が世界を変える」学習会

また、主要作物種子法改正に伴い、大阪府環境農林水産部農政室推進課と面会し、主要農作物の奨励品種にかかる原原種・原種の確保のための予算措置の要請を行いました。

2、「どないする大阪の未来ネット」を中心とする大阪問題の連携を広げる協力団体と連携しました。

また、国家戦略特区の実政策として国会を通過したカジノを含むIR整備法に対しても各団体との連携と情報共有、活動協力を行っていくことを目指しています。

『大阪に「カジノ・都構想」より災害対策を』旨の学習会&チラシ作成

7月 AM ネットの自主企画 ジケイジ寺カフェで「大阪都構想とIRカジノ」をテーマに学習会を開催

ジケイジ寺カフェの学習会でつながりを持った「大阪カジノに反対する市民の会」と連携を深めて行くことになり、広報や他団体との連携等を行っています。

あかんやろ！カジノ女性パレード(11月)をはじめとする街宣活動や大阪府知事への「カジノ誘致計画について説明を求める要望書」の提出と面談、「カジノ誘致に反対し、暮らし・福祉、防災対策の充実を求める要請書」署名提出など。

- 2月 「大阪市をなくすな！」の声をより大きく＝市民運動の連携で止めよう「都構想」
- 5月 5.17 大阪「都構想」否決 3周年企画・学習講演会：大阪「都構想」で大阪市をなくさないで！
- 11月 南海トラフで、日本は東アジアの最貧国に!!カジノ・万博・都構想 より「災害対策」を！

3、新たな経済・社会のシステムを考える」取り組みとし、「本当に日本を再生できるみんなのための財政政策」と題したシンポジウムを共催しました。

2月 「井手英策×藤井聡 ～本当に日本を再生できる みんなのための財政政策」

5月 「藤井聡×松尾匡～本当に日本を再生できる みんなのための財政政策 Part2」

【水、地域・流域循環・環境】

【2018年度の活動方針】【具体的な取り組みと活動内容】

1. 水に関するシンポジウムなどの開催に向けた活動を行います。
2. 「水道法」「PFI法」の改正を見据え、広域化・コンセッション(公設民営)の問題を提起します。
3. 地域と世界がつながるフォーラムに継続して開催協力、参加します。
4. 様々な情報収集や海外NGOとの意見交換を行います。

【2018年の活動報告と成果】

懸念していたとおり、2018年6月にはPFI法改正、12月に水道法改正法案と、立て続けに可決されました。これらは、公共サービス全般の民営化(コンセッション)を導入しやすくするための改正であり、その中でも、水道をメインターゲットにしていると言えます。今後は各自治体の判断にゆだねられることとなります。今年、民営化の懸念を広めるとともに、今後の「地域戦」に備えた年となりました。

1、2、4、水道法改正を踏まえ、「大阪の水道を考える市民の会」として、リーフレットを8月に作成しました。大阪北部地震をきっかけに「災害対策のために水道民営化を」という報道が相次いだことを受け、「水道民営化をすれば、災害対策・対応が遅れる」という主張を増やし、紙媒体だけでなくSNSでも拡散中です。

加えて、このリーフレットは水道民営化を懸念する、全国の市民団体のスターターキットとして使えるよう構成しており、実際に2地域で採用・配布され、今もその他の地域からも依頼が続いています。また、内閣府による水道コンセッション導入可能性調査を実施している16市町村および厚労省のコンセッション導入のトップセールスリストに入っている19市町村の「水道民営化要注意地域」をSNSで注意喚起しており、和歌山市の市民団体立ち上げに協力するなど、水面下での調整も増えています。

また、2017年3月大阪市の水道民営化プランを廃案につなげた私たちの取り組みを紹介する機会も増えており、各地域の運動の参考になればと可能な限り応えています。

3、実施されず。

【食料・農業分野】

【2018年度の活動方針】【具体的な取り組みと活動内容】

1. 世界的な食料・農業状況についての調査・研究と情報発信
2. 研究者・市民運動・NGO共同で課題に向き合うためのネットワークの強化

【2018年度の活動報告と成果】

2018年度は、小農や種子法等のテーマを入りに他団体との連携活動を行った。

1、については、ヤフーニュース等へ投稿し、国内外の状況を情報発信した。各記事のアクセス数は以下のとおりで特に種子法についての関心の高さが目立った。

- 1位：消えぬ農家の不安 種子法廃止のその後 287,566
 2位： どうすれば日本の農業は再生できるのか？～問題なのは現場と農業政策のズレ 183,094
 3位： G20 サミット、日本メディアの偏向性が生む問題 9,017
 4位： 種子法廃止で私たちは何を失おうとしているのか？ ～おこめのタネ採り産地から考える～ 7,470
<https://news.yahoo.co.jp/byline/matsudairanaoya/>

2、についても、市民活動・研究者との横のつながりを強くし、原稿執筆も行ったが忙しくなりすぎて横の連携が難しくなっている局面も迎えている。

書評「種子が消えれば、あなたも消える」『季刊地域』No32,農山漁村文化協会,138.

「どうなっているの？日本の農業とタネの話～農家の視点から考える～」@東京 JVC 事務所

印鑰智哉さんお話し会「徹底討論・たね」でコメント 9月

書評「農と土のある暮らしを次世代へ」日本農業新聞 10月

「食と農のグローバリゼーションアフリカ・日本の農業と開発援助から考える」@東京 でコメント 11月

三カ国民衆会議に参加 京都受入参加 11月20日～25日

【組織体制】

【2018年度の活動報告と成果】

1. 会員数と各ウェブツールの推移 (2018年12月現在)

	会員				Twitter	Facebook
	合計	納入(新規)	未納	納入率	フォロワー数	いいね (購読者数)
2017年	106	51(4)	55	58%	1,384	889
2018年	87	65(8)	22	75%	1,616	926

facebook ページでの発信は、AM ネット含め計10つに共同管理併せて関わり、テーマごとに使い分けることで、多様な人へのアプローチを試みています。WEBのメイン担当がおらず、更新が滞っています。

2. 他団体との協働・ネットワーク拡大

大きく①TPP 関連②水道③大阪「都構想」問題を切り口として『どないする大阪の未来ネット(大阪問題の連携を広げる懇談会)』やカジノ問題に加わる等、各種団体との協働を継続しています。

国際協力 NGO のネットワーク団体である関西 NGO 協議会への加盟及び理事・監事に就任しています。

3. ファンドレイジング

外食で社会貢献できる寄付サイト「Gochiso」に、この秋新たに登録しました(協力お願いします！<https://gochiso.jp/>)。クリックで応援「gooddo」での約12万円の収入が2018年2月よりなくなりましたが、会費納入率の上昇と複数年分納入が多かったこと、経費削減により、黒字で終えることが出来ました。

4. 組織強化

単独イベントが減り、ボランティア募集の機会が減少しています。特に、事務作業をするスタッフが不足しており、広報・会計など手薄なままの状態が続いています。

第2号議案 2018年度会計報告

活動計算書(2018年1月1日から2018年12月31日)						貸借対照表(2018/12/31現在)		
科目	実績	実績	計(実績)	予算	達成率 %	科目	金額	
	事業関連	管理関連						
I. 収入						1.資産の部		
1. 受取会費						流動資金		
正会員		273,000	273,000	255,000	107.1%	現金		134,953
ROM会員		3,000	3,000	6,000	50.0%	郵便貯金		1,171,090
2. 受取寄付金						郵便振替(AMネット)		39,543
事業指定寄付金	300,000		300,000	300,000		三井住友銀行		191,292
一般寄付金		71,105	71,105	160,000	44.4%	りそな銀行		350,225
3. 受取助成金等								
助成金	0		0	0				
委託金	0		0	0				
4. 活動収入								
シンポジウム参加費	0		0	0	0			
セミナー等参加費(資料代含)	0		0	30,000	0.0%			
3. その他の収入								
受取利息		11	11	100	11.0%			
雑収入		80		4,900	0.0%			
その他の収入			0	4,000	0.0%			
収入計	300,000	347,196						
収入総計			647,196	760,000	85.2%	合計		1,887,103
II. 経常費用						2.負債の部		
①. 事業費								
1. 情報収集・調査研究事業								
報償費	520,000			400,000	130.0%			
諸謝儀	0			40,000	0.0%	流動負債		0
旅費交通費	0			30,000	0.0%	負債合計		0
印刷製本費	3,350			15,000	22.3%			
通信運搬費	0			0				
賃貸料	11,000			30,000	36.7%			
資料費	0			0				
消耗品費	0			0				
設備費	0			0				
その他	0			10,000	0.0%			
2. 連携・調整事業								
団体加入	30,000			30,000	100.0%			
②. 管理費								
報償費		0		100,000	0.0%			
旅費交通費		0		0				
印刷製本費		10,993		30,000	36.6%			
通信運搬費		49,904		70,000	71.3%			
賃貸料		0		0				
資料費		0		0				
消耗品費		1,203		3,000	40.1%			
雑費(市民税を含む)		0		2,000	0.0%	3.正味財産の部		
費用計	564,350	62,100	626,450					
収支差額	-264,350	285,096				前期繰越正味財産		1,866,357
費用総計			626,450	760,000	82.4%	今回の収支差額		20,746
当期増減額			20,746			正味財産合計		1,887,103
						負債及び正味財産の合計		
(単位:円)	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
総収入	1,079,283	1,283,917	455,438	2,552,930	323,300	256,189	289,360	1,204,844
総支出	1,253,592	981,299	694,760	2,504,883	506,206	454,940	453,539	1,335,553
収支差額	-174,309	302,618	-239,322	48,047	-182,906	-198,751	-164,179	-130,709
(単位:円)	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
総収入	2,877,259	1,096,877	967,943	1,012,174	769,489	945,144	673,540	647,196
総支出	2,469,044	1,253,678	976,355	1,025,796	726,342	930,914	662,330	626,450
収支差額	408,215	-156,801	-8,412	-13,622	43,147	14,230	11,210	20,746

会計監査報告

特定非営利活動法人 AM ネットの2018年会計報告について厳正な監査の上、正確であることを確認しました。

AMネット監事 日比野 敏陽 2019年 1月 13日

第3号議案 2018年度活動方針案

【経済連携と規制緩和】

【2019年度の活動方針】

大型の経済連携協定が発効し、国内での法整備も加速しています。これまで同様、情報収集・分析し発信していくと同時に、協力団体との連携を行いながら、新たな経済・社会のシステムを考える機会を積極的に作ります。

【具体的な取り組みと活動内容】

1. 経済連携協定の情報収集・発信とネットワークの維持

これまで TPP の国内での運動を主導してきた「TPPを発効させない！全国共同行動」と名を変え、活動を継続しています。この、全国共同行動の方向性を見据えたうえで、「市民と政府の TPP 意見交換会・全国実行委員会」、「ほんまにええの？TPP大阪ネットワーク」、「STOP！TPP 緊急行動・関西」のネットワークを維持しながら、適宜活動します。

2. 規制改革に関する情報収集と共有

具体化している種子法廃止やカジノ IR 法、また規制緩和の一環で進む遺伝子組み換えやゲノム編集、農業規制の緩和などに対する情報収集を行い、くらしにかかわる課題をテーマに取り組みます。

3. 新たな経済・社会のシステムへの取り組み

脱成長論や定常経済、ローカリズム、お金の仕組みなど、これまでも学びを重ねてきました。今後も積極的に学びの機会を作ります。

【水、地域・流域循環、環境】

【2019年度の活動方針】

2018年に可決した「PFI法改正」「水道法改正」の結果、今後日本中で水道民営化への動きが加速すると懸念します。大阪市の水道民営化・ワン大阪(広域化)への懸念に加え、全国他都市への活動支援も行います。

6月に開催されるG20大阪サミットに向け、C20での議論をフォローしながら、G20大阪市民サミット実行委員会のメンバーとして、活動します。

【具体的な取り組みと活動内容】

1. 水に関するシンポジウム開催など、水道の未来を考える活動を行います。
3. G20大阪市民サミット実行委員会に参加し、地域と世界の課題解決を考えます。
4. 地域と世界がつながるフォーラムに継続して開催協力、参加します。

【食料・農業分野】

【2019年度の活動方針】

グローバル資本主義の影響や国内の構造改革的な農業政策が決定し、国際農政と共にその行き先を見定め批評していくことが求められています。

2019年5月からは国連家族農業の10年、2月からは小農・家族農業の10年連絡会の活動が開始するため関わりながら連携の可能性を検討する

【具体的な取り組みと活動内容】

1. 世界的な食料・農業状況についての調査・研究と情報発信
2. 研究者・市民運動・NGO 共同で課題に向き合うためのネットワークの強化 そのための資金獲得

食と農にかかわる学習会の開催

国内外における調査・研究

【組織体制】

【2019年度の活動方針】 【具体的な取り組みと活動内容】

1. AM ネットのサポーターを増やすため、SNS 発信を積極的に実施します。
2. 2019年度の活動方針に沿って、他団体とのネットワークをつくり、協働していきます。
3. ファンドレイジングに力を入れ、持続的な活動を行ないます。
4. 有償ボランティア1名他、ボランティアで事務局を運営するほか、新たなボランティアスタッフの募集に力を入れます。

第4号議案 2019年度予算案

特定非営利活動法人AMネット 2019年度予算案

2019年1月1日 ～ 2019年12月31日

科目	1. 情報収集・調査研究・政策提言・啓発活動	2. 連携・調整	3. その他	合計	備考
I. 経常収入					
1. 受取会費					
正会員費	270,000			270,000	
ROM会員費	3,000			3,000	
2. 受取寄付金					
事業指定寄付金	300,000			300,000	
寄付金	100,000			100,000	
3. 受取助成金等					
助成金				0	
委託金				0	
4. 活動収入					
セミナー等参加費	10,000			10,000	
5. その他の収入					
受取利息				0	
雑収入	0			0	
その他収入	0			0	
合計	683,000			683,000	
II. 経常費用					
1. 情報収集・調査研究事業					
報償費	400,000			400,000	
諸謝儀	20,000			20,000	講師・通訳謝礼
旅費交通費	20,000			20,000	交通費・宿泊費
印刷製本費	14,000			14,000	チラシ・資料等
通信運搬費					
賃貸料	11,000			11,000	会場使用料等
資料費					
消耗品費				0	
設備費					
2. 連携・調整事業					
団体加入費		30,000		30,000	関西NGO協議会への加盟
事業費計	465,000			495,000	
3. 管理費					
報償費	120,000			120,000	
旅費交通費					
印刷製本費	15,000			15,000	会報等印刷費
通信運搬費	50,000			50,000	会報発送費、インターネット関連経費など
賃貸料					
資料費					
消耗品費	3,000			3,000	文房具など
設備費				0	
その他の支出	0			0	
雑費	0			0	
管理費計	188,000			188,000	
経常費用合計	653,000	30,000		683,000	
当期増減額				0	
前期繰越正味財産				1,887,103	
次期繰越正味財産				1,887,103	

第5号議案 役員を選任

役員候補は以下のとおりです。

役職	氏名	就任期間	報酬の有無
理事	松平 尚也	2019年3月3日より2年	無
理事	神田 浩史	2019年3月3日より2年	無
理事	石中 英司	2019年3月3日より2年	無
理事	飯沼 豊幸	2019年3月3日より2年	無
理事	武田 かおり	2019年3月3日より2年	無
理事	中山 敦子	2019年3月3日より2年	無
理事	堀内 葵	2019年3月3日より2年	無
理事	平賀 緑	2019年3月3日より2年	無
監事	日比野 敏陽	2019年3月3日より2年	無

特定非営利活動法人 AMネット定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人AMネットという。英語名をAM-Netと表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く開発、人権、環境などの分野における様々な問題について、国内外のNGO等と協力して、諸政府・諸機関に働きかけ、国内外での開発と経済協力が、人権と環境を守り、貧困や不正を是正し、持続可能な発展を実現するものになるよう、活動していくことを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表に規定する次の各号に掲げる事業を行う。

1.保健、医療又は福祉の増進を図る活動

2.社会教育の推進を図る活動

3.まちづくりの推進を図る活動

4.観光の振興を図る活動

5.農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

6.学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

7.環境の保全を図る活動

8.人権の擁護又は平和の推進を図る活動

9.国際協力の活動

10.男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

11.子どもの健全育成を図る活動

12.情報化社会の発展を図る活動

13.科学技術の振興を図る活動

14.経済活動の活性化を図る活動

15.職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

16.消費者の保護を図る活動

17.前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動にかかる事業として、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

1. 目的達成に関連する情報収集と調査研究・政策提言および啓発活動に係る事業

2. 国内外の関係団体との連携調整活動

3. その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種類とし、一般会員・学生会員・維持会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生個人

(3) 維持会員 この法人の事業の目的に賛同して、活動を支援し、維持するために入会した個人 又は団体

(4) ROM会員 この法人による会報・情報を入力するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、会員の種別を記載した入会申込書を代表理事に提出しなければならない。

2代表理事は、正当な理由がない限り、社員の資格の取得を承諾しなければならない。ただし、正当な理由により資格の取得を承諾できない場合は、書面によりその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 除名されたとき。

(3) 会費を2年以上滞納したとき。

(4) 死亡し、または失踪宣告を受けたとき。

(5) 会員である団体が解散をし、または破産したとき。

(退会および除名)

第10条 会員は、任意に退会することができる。

2 代表理事は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。

(1) 法令またはこの定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、または第3条に規定する目的に反する行為をしたとき。

3 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、前項の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第11条 会員が納入した会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(役員の種類および定数)

第12条 この法人に、次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事 3人以上 (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を代表理事、1人以上2人以内を副代表理事とする。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 代表理事、副代表理事は、理事の互選により定める。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は大阪府知事に報告すること。

(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が結終するまで伸長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁する事ができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(顧問)

第18条 この法人は、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会員の推薦により、理事会の議決を経て、代表理事が委嘱する。

3 顧問は、この会の運営または業務の処理に関して代表理事の諮問に答え、または代表理事に対して意見を述べる。

4 顧問に関する必要な事項は理事会の議決を経て、代表理事が定める。

第4章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、社員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更 (2)解散 (3)合併 (4)事業計画及び収支予算 (5)事業報告及び収支決算

(6)理事及び監事の選任又は解任、職務及び報酬 (7)会費の額 (8)その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 社員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第23条 総会は、代表理事が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から 30 日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、総会に出席した社員のうちから、社員の互選によって定める。

(定定数)

第25条 総会は、社員の5分の1の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における決議事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その社員は総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1)日時及び場所 (2)社員の現在数
 - (3)出席した社員の数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。)
 - (4)審議事項及び議決事項 (5)議事の経過の概要及びその結果 (6)議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した社員の中から選任された議事録署名人名2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)
第29条 理事会は、理事をもって構成する。
2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)
第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議するべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)
第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたととき。
- (2) 理事総数の5分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)
第32条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)
第33条 理事会の議長は、代表理事または代表理事が指名したものとす。

(議決)
第34条 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 付議する事項につき特別な利害関係を有する理事は、その事項について議決権を行使することができない。

(書面表決等)
第35条 やむを得ない理由により、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項のそれぞれについて、書面をもって表決することができる。

2 第1項の規定により表決権を行使する理事は、第34条第1項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)
第36条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事の総数
- (3) 出席した理事の氏名(前条第1項の規定により表決権を行使した理事がいる場合にあっては、その旨およびその氏名を付記すること。)
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要および表決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および理事会に出席した理事のうちから理事の互選によって定められた議事録署名人名1人以上が署名しなければならない。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)
第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入
(資産の管理)

第38条 資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が定める。

(経費の支弁)
第39条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)
第40条 この会の事業計画およびこれに伴う収支予算に関する書類は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 代表理事は、第1項の議決を経た事業計画および収支予算について、理事会の議決を経て変更することができる。この場合において、代表理事は、変更した内容について、その変更後の最初の総会に報告しなければならない。

(予備費の設定及び使用)
第41条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 第40条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第43条 この会の事業報告および決算は、代表理事が事業年度終了後速やかに、事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書として作成し、監事の監査を受け、理事会に報告したうえで、その事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第45条 この会は、事務を処理するため事務局を置く。
2 事務局には、事務局長および事務局員を置く。
3 事務局長は、理事会の議決を経て、代表理事が任免する。
4 事務局員は、事務局長の提案に基づいて、代表理事が任免する

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款の変更は、総会において出席した社員総数の過半数による議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を経なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 大阪府知事による認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、社員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の帰属)

第48条 この会が解散したとき(合併または破産による解散を除く。)に有する残余財産は、社員総会の議決を経て、次のものに該当する者に帰属する。

特定非営利活動法人

第9章 雑則

(公告)

第49条 この法人の公告は官報により行う。ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

(委任)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2 この法人の設立時の会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

- | | | |
|----------|-------|------------|
| (1)一般会員 | 年会費 | |
| (個人) | 3000円 | (団体)5000円 |
| (2)学生会員 | 年会費 | 2000円 |
| (3)維持会員 | 年会費 | |
| (個人) | 5000円 | (団体)10000円 |
| (4)ROM会員 | 年会費 | |
| (個人) | 3000円 | (団体)5000円 |

3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、2005年3月31日までとする。

- (1)理事
- | | |
|----------|-------|
| (1)代表理事 | 神田浩史 |
| (2)副代表理事 | 石中英司 |
| (3)理事 | 川上豊幸 |
| | 南伊紀子 |
| | 佐野羽哉 |
| | 武田かおり |

(4)監事

- | | |
|----|------|
| 氏名 | 川村純雄 |
| | 中山敦子 |

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第40条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から2003年12月31日までとする。

特定非営利活動法人 AMネット
設立代表者 神田 浩史 印

制定日 2002年12月19日
改訂日 2004年 2月26日
改訂日 2005年 2月26日
改訂日 2007年 2月24日
改訂日 2012年 3月 4日
改訂日 2018年 3月11日